

あま市人権尊重のまちづくり行動計画（素案）

平成 24 年 月

あ ま 市

目次

第1章 背景と経緯	1
1 世界の動き	1
2 国内の動き	2
3 あま市の動き	3
第2章 行動計画の基本的な考え方	5
1 人権とは	5
2 計画策定の目的と位置づけ	6
3 計画の実施期間	7
4 計画の基本理念	8
5 計画の基本目標	9
6 計画の体系	11
第3章 重点的に取り組む人権施策の推進	12
1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進	12
2 学校等における人権教育・啓発の推進	16
3 職場における人権教育・啓発の推進	19
4 人権擁護の推進	22
第4章 重要課題と取り組みの方向性	24
1 女性	24
2 子ども	28
3 高齢者	32
4 障がいのある人	36
5 同和問題	41
6 外国人	45
7 HIV感染者・ハンセン病患者等	48
8 インターネットによる人権侵害	51
9 さまざまな人権問題	54
第5章 行動計画の推進	55
1 推進姿勢	55
2 推進体制	55
3 行動計画の進行管理	56

第1章 背景と経緯

1 世界の動き

(1) 人権の世紀

20世紀に人類は二度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。

そして、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と謳った世界人権宣言が採択されました。

(2) 人権教育のための世界計画

国際連合は平成7年(1995年)から平成16年(2004年)の10年間を「人権教育のための国連10年」と位置づけ、各国に国内行動計画を定めることを求めました。この取り組みは平成16年(2004年)で終了しましたが、平成17年(2005年)1月1日から開始された「人権教育のための世界計画」として受け継がれています。

(3) 人権に関する国際的な動向

国際的な動向	
昭和23年(1948年)	「世界人権宣言」採択
昭和40年(1965年)	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」採択
昭和41年(1966年)	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」採択
昭和41年(1966年)	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」採択
昭和54年(1979年)	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択
平成元年(1989年)	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択
平成7年(1995年) ~16年(2004年)	「人権教育のための国連10年」(国連決議)
平成17年(2005年)	「人権教育のための世界計画」策定
平成22年(2010年)	「人権教育のための世界計画」第二段階に移行 世界各国で21世紀を「人権の世紀」とする取り組みを推進

2 国内の動き

(1) 人権に関する国の取り組み

平成9年(1997年)に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定されました。この国内行動計画は「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、わが国において人権という普遍的文化を構築すること」を目的としています。

現在、以下の16項目が重点課題として取り上げられています。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がいのある人、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者
--

さらに、平成12年(2000年)12月には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、基本理念として「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない」ことを掲げています。国は、この基本理念にのっとり、人権教育・啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体も国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。

これに基づき、平成14年(2002年)3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、施策の総合的かつ計画的な推進が図られることとなりました。

(2) 人権に関する愛知県の取り組み

平成7年(1995年)12月県議会において「あらゆる差別の撤廃に関する請願」が採択されました。これを受け、県では、人権問題の解消のためには、行政を始め県民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、粘り強く努力していくことが必要であるとの認識から、平成9年(1997年)12月5日に「人権尊重の愛知県を目指して」の宣言を自治体として全国に先駆けて行いました。また、人権に関する施策の総合的・効果的な推進を図るため、平成11年(1999年)10月に「愛知県人権施策推進本部」を設置し、平成13年(2001年)2月には「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画」を策定し、人権尊重の視点に立った行政が進められています。

3 あま市の動き

あま市は、平成22年(2010年)3月22日に七宝町、美和町、甚目寺町の3町が合併して新たに誕生しました。

旧甚目寺町においては、平成11年(1999年)5月3日に「人権尊重の町」の宣言を行いました。また、平成13年(2001年)には平成12年(2000年)12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に呼応する形で、「甚目寺町人権施策推進本部」を設置し、「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、人権に関するさまざまな施策に取り組んできました。

合併後、平成22年(2010年)には「人権に関する市民意識調査」を実施し、平成23年(2011年)12月には、県内では初めて「あま市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権が尊重されるまちの実現に向けた取り組みを進めています。

また、「地域の力を結集するパートナーシップのまちづくり」、「人と人との絆を大切にしたまちづくり」、「交流と連携による魅力・活力あるまちづくり」を基本理念に掲げ、「人・歴史・自然が綾なすセーフティー共創都市」を目指した、「第1次あま市総合計画」(平成23年度(2011年度))を策定しました。そのなかで、「お互いの人権を尊重する共助のまちをつくる」を施策の大綱に掲げ、すべての市民がお互いを尊重し、思いやりの心にあふれた、自由かつ平等で公正な社会の実現を目指し、各種事業を推進することとしています。

人権に関するあま市の経緯	
平成11年(1999年) 5月3日	甚目寺町「人権尊重の町」の宣言
平成13年(2001年)11月	「甚目寺町人権施策推進本部」を設置
平成15年(2003年)1月	甚目寺町「人権に関する町民意識調査」の実施
平成16年(2004年)3月	「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定
平成22年(2010年)1月	甚目寺町「人権に関する町民意識調査」の実施
平成22年(2010年) 3月22日	七宝町、美和町、甚目寺町の3町合併によりあま市が誕生
平成22年(2010年)3月	「あま市人権施策推進本部」を設置
平成23年(2011年)1月	「人権に関する市民意識調査」の実施
平成23年(2011年)4月	「あま市人権施策推進懇話会」を設置
平成23年(2011年)12月	「あま市人権尊重のまちづくり条例」の制定、施行
平成24年(2012年)1月	「あま市人権施策推進審議会」を設置

第2章 行動計画の基本的な考え方

1 人権とは

「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、日常のおもいやりの心によって守られるものです。

しかし、私たちのまわりには「偏見」や「いじめ」、「差別」といった人権に関わる様々な問題があり、さらには、情報化の進展など社会情勢の変化により、インターネットを悪用した中傷など、新たな課題も発生しています。

人権が尊重される社会の実現のためには、一人ひとりが人権を自分の問題として受け止め、あらゆる人の人権が平等に尊重され、お互いに認め合い、思いやり、助け合い、支え合って、自由な話し合いができる環境、即ち、社会生活において人間らしく生きるための環境を作り上げなければなりません。これは差別や偏見がなく、すべての人が幸せに暮らせる社会づくりに重要な要素となります。

差別や偏見のない明るく住みよい社会を築き上げていくため、市民一人ひとりが自尊心を育て、相手の痛みを共感し、権利と責任を自覚するなどの人権感覚を磨きながら、人権問題を自らの問題として捉え、その問題の早期解決へ向けた意欲と実践力を高めることが求められます。

人権教育とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及、及び広報努力」と国連行動計画の中で定義されています。これは、学校や職業を通じての公的学習だけでなく、市民社会の諸機関、家族及びマスメディアを通じた非公的学習の双方において、全ての年齢層、全ての社会構成集団の男女による平等な参加を含むものとする事とされており、本市ではこの原則に則り、私たちにできることを市全体で取り組んでいくことをめざします。

2 計画策定の目的と位置づけ

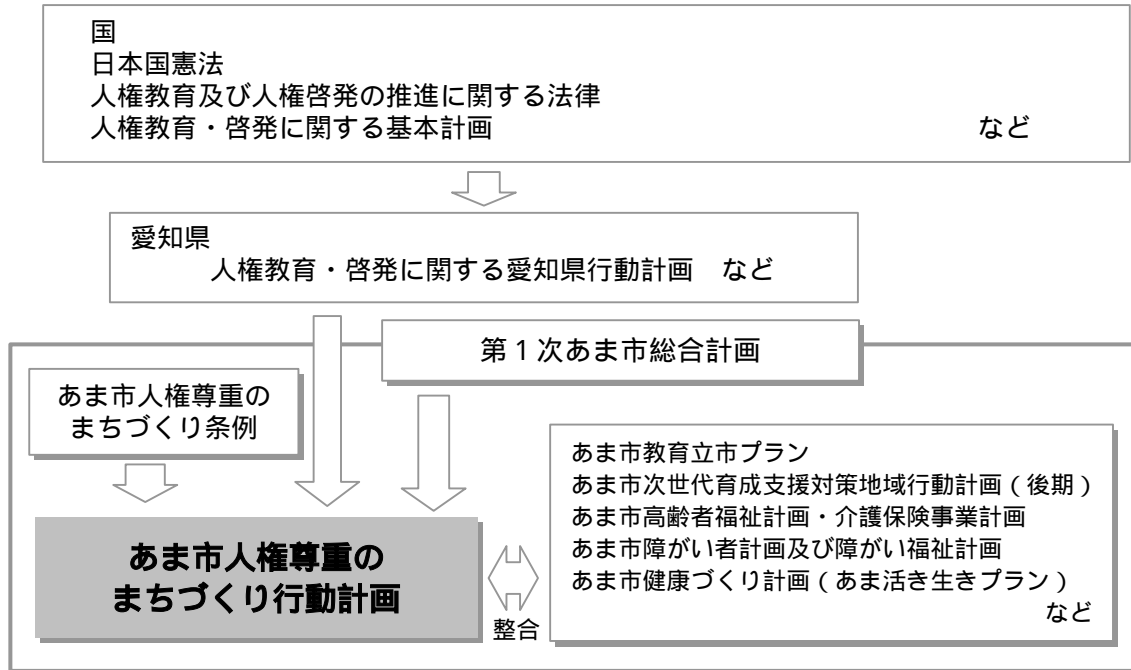
すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、市民一人ひとりの人権尊重の意識を高めることが不可欠であります。

人権に関する問題は、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、HIV感染者、ハンセン病患者（回復者）など多岐にわたる問題であり、旧甚目寺町では、平成16年（2004年）4月に「私たちのまち甚目寺町の人権に関する行動計画」を策定し、それぞれの分野で個別に取り組んできました。そして平成22年（2010年）3月の3町合併以降、本市においても旧甚目寺町の取り組みを引き継ぐこととなりました。

こうした経過を踏まえて、本市では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的な考え、各分野の現状と課題、それに対する施策などを明らかにし、行政と市民が一体となって、家庭、地域社会、学校、職場など、さまざまな場における人権に関する施策を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、このたび「あま市人権尊重のまちづくり行動計画」を策定するものです。

また、この計画は「第1次あま市総合計画」をはじめとして、本市が策定する他の計画や指針などとの整合を図り、市行政全般にわたり人権尊重の視点で施策を推進するための基盤となる計画とします。

図 計画の位置づけ



3 計画の実施期間

本行動計画は、「第1次あま市総合計画」にあわせて、平成24年度（2012年度）から平成33年度（2021年度）までの10年間を計画の実施期間とします。

ただし、社会情勢の変化などにより必要に応じて見直しを行います。

4 計画の基本理念

私たち一人ひとりの人権は、全ての人に平等に保障されていますが、自分の人権を主張するだけでは他の人の権利を侵害することもあります。

人は社会の中で、多くの人々とのつながりや相互依存によって生きており、すべての人々が平和で豊かな社会生活を送るためには、市民一人ひとりがお互いの違いを認めあい、思いやり、共に助けあうことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが、いつでもどこでも人権を大切にする豊かな感性を身につけ、思いやりにあふれた高い人権意識をもって行動していくことが大切です。

このように、一人ひとりが互いの人権を尊重することで、暮らしの中で喜びと生きがいを実感できる社会が実現されると考えます。

本市では、市が取り組むべき施策の「まちづくりロードマップ」において、「健康で安心して暮らせるまちづくり」、「安全で快適に暮らせるまちづくり」、「教育立市を進めるまちづくり」、「共創による一体感のあるまちづくり」、「活力あるまちづくり」、「行財政改革の推進」という6つの柱を立ち上げました。この中で「共創による一体感のあるまちづくり」において、本市の人権施策について示しています。

こうしたことを踏まえ、本計画では以下のとおり、「いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指します。」を基本理念に掲げ施策を推進します。

【基本理念】

いつでもどこでも人権が大切にされ、
誰もが喜びと生きがいを感じられる、
信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた
人権尊重のまちづくりを目指します。

5 計画の基本目標

基本理念を実現するため、5つの基本目標に沿って施策に取り組んでいきます。

自尊感情を持って生きる

自尊感情とは、自分がかげがえのない大切な存在であるという気持ちのことです。市民一人ひとりが、自分らしさに自信を持ち、自分を価値あるものとして考え、誇りと自信をもっていきいきと生活できる社会が求められています。自分自身を尊ぶ精神を持つことではじめて、他の人も自分と同様に大切な存在であるということを理解することが可能となります。

誰もが多様な人生の可能性の中から、自分に最もふさわしい生き方を主体的に選択し、自分らしく生きるとともに、地域の中で自立して生活できる社会をめざします。

一人ひとりの人権を尊重する

人権の尊重とは、市民一人ひとりが多様な価値観や考え方に基づいて生活しているという現実の中で、お互いがそれぞれの生き方や個性を認めあっていくことです。

一人ひとりが自立した存在として尊厳が保たれ、個人の自由が確保された平等社会の中で個性と能力が十分発揮できる、差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。

人権感覚を醸成する

お互いの人権を認め合う社会をつくるためには、市民一人ひとりが人権問題への理解を深め、相手の人権についての鋭敏な感性を身につけていくことが大切です。そのため、家庭、学校、地域、職場など、さまざまな場を通じて、研修、普及、広報、情報提供など、多様な学習機会の提供の充実を図ることが重要です。

こうした取り組みを通じ、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮らしのなかに人権尊重の意識が定着していくよう、人権感覚の醸成をめざします。

みんなの協働による取り組み

市民一人ひとりの人権を擁護するためには、市民一人ひとりが人権意識を高めるとともに、啓発活動から相談・支援まで、行政をはじめとして、人権擁護委員、民生委員・児童委員、学校、保育園・幼稚園、児童相談所、警察、各種相談機関や人権に関する問題に取り組む各種関係団体等が、互いに連携を強化していくことが重要です。

あらゆる人権問題は、すべての市民が協力して取り組むべき課題であるとの認識に立って、市民、事業所、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。

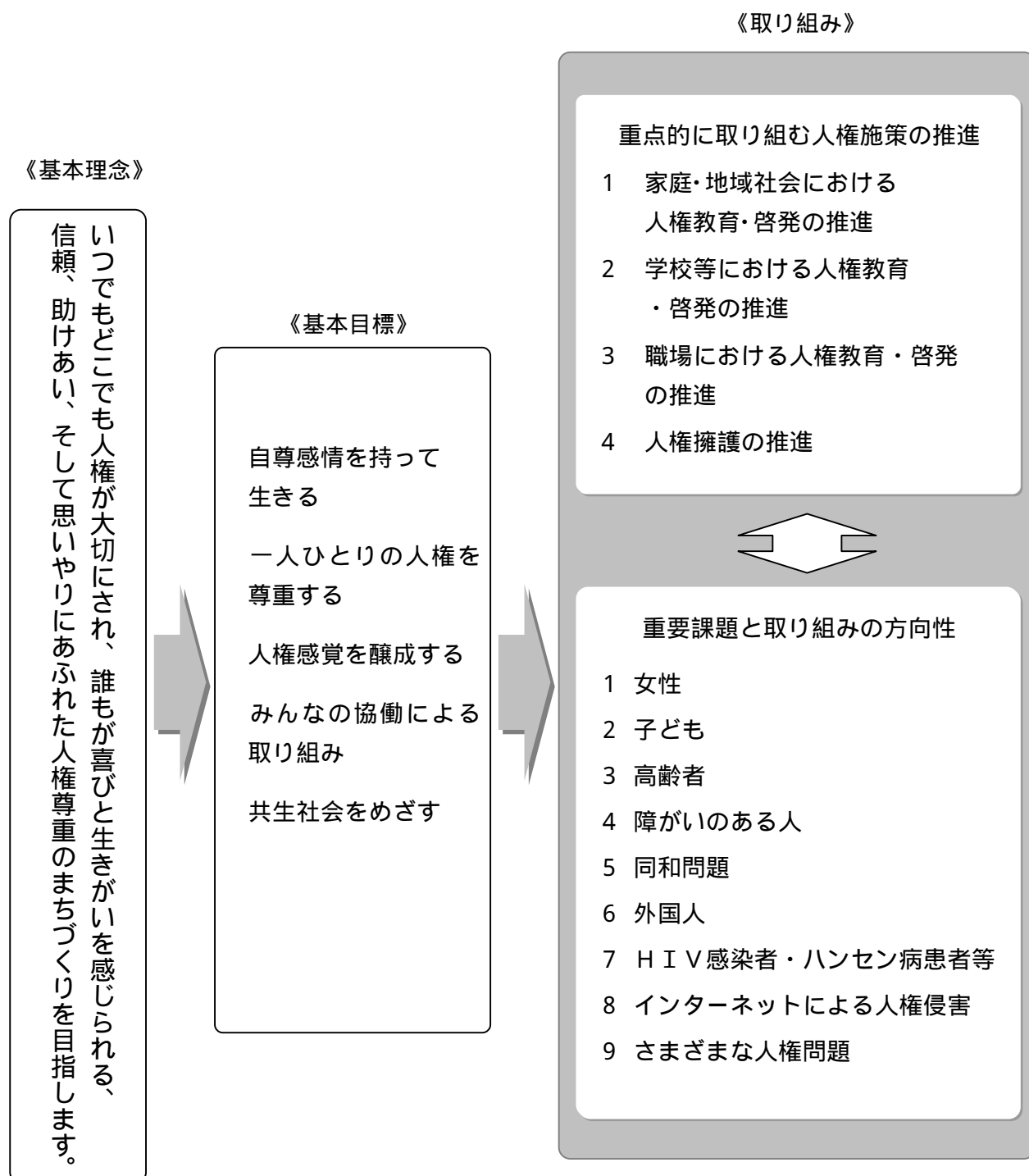
共生社会をめざす

さまざまな人の存在を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合うことが人権尊重の基本です。地域の現状や課題を把握した上で、何を優先させるのかを市民の皆様の参画で選択していかなければなりません。市民の皆様と共に知恵を出し合い、それぞれが持つ文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら、共に生きていくことのできる社会が求められています。

お互いがそれぞれの価値観・個性を尊重する、人権意識の高いまちを共にめざします。

6 計画の体系

あらゆる差別や偏見を解消し、市民、事業所、行政が一体となり、いつでもどこでも人権が大切にされ、誰もが喜びと生きがいを感じられる、信頼、助けあい、そして思いやりにあふれた人権尊重のまちづくりを目指し、5つの基本目標をもとに、重点的に取り組む人権施策の推進と、個々の重要課題への対応としての取り組みを展開します。



第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

1 家庭・地域社会における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

「家庭はあらゆる教育の出発点」と言われるように、生涯にわたって豊かな人権感覚を養う上で家庭の果たす役割は極めて重要です。その中でも、人間形成の基礎を培う幼少期に、家庭での遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育み、基本的な社会ルールを教えていくことが大切です。

しかし、近年の核家族化の進行やひとり親家庭の増加、少子化や地域における絆の希薄化などに伴い、子育ての孤立化による親の育児不安など、家庭の教育力の低下が指摘されています。

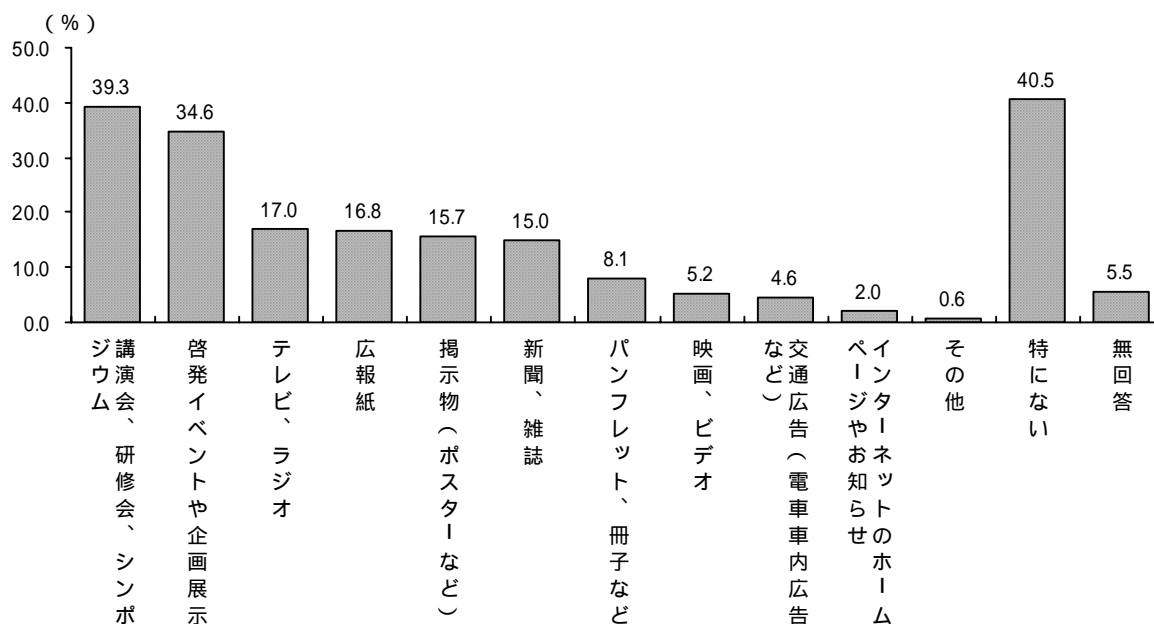
また、地域はそこで生活する人々がさまざまな人権問題などについて理解を深め、その解消に向けて行動する場です。人権感覚や人権意識は、主として地域での日常のつきあいの中で培われるものです。

地域社会の中での活動を通して、人権問題を正しく理解し、自らの問題として受け止めるだけでなく、人権尊重の精神を日常生活に生かしていく人権感覚を醸成することが重要です。

しかし、あま市における平成22年度人権に関する市民意識調査（以下、市民意識調査と記載。）によると、人権問題についての啓発活動への参加・認知状況については、「特にない」が40.5%と最も高く、市民の関心の低さがうかがわれます。

このようなことから、正しい人権に関する知識と感覚を身に付け、また実践していくよう、家庭や地域社会における取り組みの充実を図り、生命の尊さ・大切さや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であるという、個性を尊重する取り組みを推進する必要があります。そのために、家庭、地域社会、学校、行政などが連携、協力して、人権尊重の意識啓発を推進するための環境づくりや地域住民相互の理解を深めるため、講習会や研修会など、人権教育・啓発の充実が必要です。

図．人権問題についての啓発活動への参加・認知状況（複数回答）



資料：平成 22 年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

（１）家庭における教育力の向上

家族がふれあい、豊かな心を育む温かい家庭をつくる家庭教育の充実を図るため、社会教育活動や研修などの啓発を推進します。

家庭における教育力を高めるための支援を行います。

- ・家庭における教育力を高めるために、子育て教室等の充実を図るとともに、子育てサロンや父親の育児参加の促進を図ります。
- ・家庭における男女共同参画を進めるために、人権に関する講演会などの学習機会や情報の提供を行います。

〔主な担当課〕人権推進課、子育て支援課、生涯学習課

家族がふれあい、豊かな心を育む機会を充実します。

- ・家族がふれあい、豊かな心を育む家庭づくりのために、「家庭の日」の周知・啓発を図ります。
- ・児童の健全育成の拠点施設である児童館を子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや食事セミナーの開催等、親子がふれあう機会を充実します。
- ・家族が絆を深め、地域住民との連帯感を醸成するため、町内会行事やスポーツ大会、夏まつり等の参加を啓発します。

〔主な担当課〕人権推進課、子育て支援課、生涯学習課、企画政策課、産業振興課

子育て・介護などを行う家庭への相談事業を充実します。

- ・すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て相談の充実を図ります。
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への家庭訪問の充実に努めます。
- ・子育て支援事業及び介護保険事業に関する情報の提供、相談・助言を行います。

〔主な担当課〕子育て支援課、高齢福祉課、健康推進課

(2) 地域社会における人権尊重の環境づくり

市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、地域、家庭、学校、行政などが連携して人権尊重の環境づくりを進めます。

地域、家庭、学校、行政などの連携・協力の強化を図ります。

- ・地域と家庭、学校、行政などが連携・協力し、市民が地域でのふれあいと支え合いについて学ぶ意識を高め、市民の主体的な相互理解、相互扶助の浸透を図ります。
- ・地域における世代間交流を促すことにより、地域全体で人権尊重や支え合いの意識の向上を図ります。
- ・参加体験型学習を重視して、人権に対する正しい理解を深めるため、交流やボランティア体験などの人権教育・啓発活動を推進します。
- ・人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、生涯学習課

(3) 人権に関する多様な学習機会の提供

市民が人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、思いやりのある人権感覚を身につけることができるよう、さまざまな手法の人権に関する学習機会や研修会・講演会における積極的な参加を促進します。

人権に関する基本的な知識や考え方の習得を図ります。
<ul style="list-style-type: none">・人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報や啓発パンフレット、ホームページなどの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。・人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。
〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、生涯学習課

身近で参加しやすい学習機会の提供に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・人権ふれあいセンターや公民館などの身近な公共施設における人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。・講演会や映画会などのさまざまな学習機会を充実させ、体験型、参加型学習を取り入れるなどの効果的な学習方法を研究し、実施していきます。・差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図ります。
〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、生涯学習課

(4) 人権教育・啓発推進のための指導者の養成

人権教育・啓発にあたって、それを推進する指導者の養成が重要であり、地域における指導者の養成、研修に関する指導体制の構築を図ります。

人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。
<ul style="list-style-type: none">・人権に関する正しい学習や教育を行うことができるように、指導者の養成や指導者の資質向上を図る研修・講座等を実施します。・専門機関や関係機関、当事者団体などとのネットワークを構築します。
〔主な担当課〕人権推進課

2 学校等における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

人格形成に大きな影響のある学齢期においては、人権尊重のための教育の中心的役割を担う学校教育は大変重要です。特に、児童生徒等の発達段階に対応し、それぞれの実態に即した創意に富んだ教育を行うことが大切です。

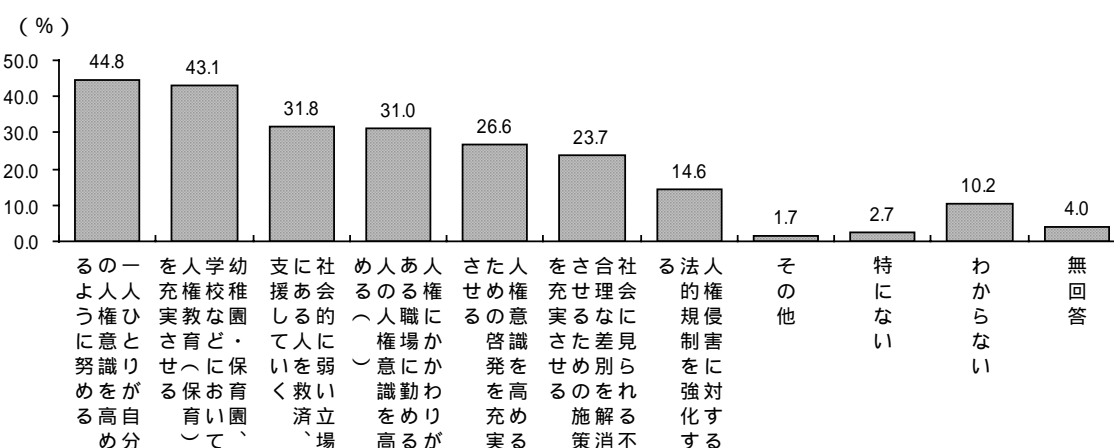
幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、生命の大切さに気づかせ、他人に対する思いやりの心を育むように努めることが大切です。

小学校・中学校においては児童生徒一人ひとりが、お互いの個性と人格を認めあい、他人の痛みを理解する心を育むとともに、自立心や責任感を培っていくことが重要です。

市民意識調査によると、人権が尊重される社会実現に向けた取り組みとして、「一人ひとりが自分の人権意識を高めるように努める」と「幼稚園・保育園、学校などにおいて人権教育（保育）を充実させる」が求められています。加えて、人権尊重の精神を育むため、一人ひとりの人権意識に働きかけるとともに、就学前教育や学校教育という学齢期における人権教育（保育）の重要性が、市民より求められています。

そのため、人権教育（保育）を行う教職員や保育士の資質を向上させるとともに、子どもたちが社会生活を営むうえで必要な知識・技能や態度を身につけることができるように、家庭・地域社会との連携・協力が必要となっています。

図．人権が尊重される社会実現に向けた必要と思う取り組み（複数回答）



行政職員、教職員、医療・福祉関係者、警察官、消防士など

資料：平成 22 年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) あらゆる教育活動を通じた人権教育の充実

生命の尊さや価値を知り、他人への思いやりや人権を尊重できる心豊かな子どもたちを育てるため、また、生活の中で人権尊重の精神を生かすことができる判断力・実践力を養うため、あらゆる教育活動において人権教育を推進します。

就学前教育の充実を図ります。

- ・子どもや親が人権尊重意識を高めるようにするために、交流や体験を通じた人権尊重の精神の基礎を築くよう努めます。
- ・幼稚園、保育園においては、幼児の発達の特性を十分に踏まえ、人権尊重の精神の基礎を築くように努めます。

〔主な担当課〕子育て支援課、学校教育課

学校教育の充実を図ります。

- ・児童生徒が人権問題を自らの問題として考える判断力と実践力を身につけるように人権教育の充実に努めます。
- ・あま市人権教育研究会の支援や、各学校で、人権教育の内容・方法などを取り入れた心の教育の充実に努めます。

〔主な担当課〕学校教育課

児童・生徒に対する相談体制の整備を図ります。

- ・不登校児童・生徒等に対する個別カウンセリングや体験活動、学習活動等を組織的、計画的に行うために、教育相談センターの充実に努めます。

〔主な担当課〕学校教育課

(2) 教職員・保育士の資質向上を図る研修の充実

学校等における人権教育・啓発を推進する教職員・保育士が人権について理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけることが不可欠であり、指導力向上のための職員研修や人権に関する学習機会の充実に努めます。

教職員・保育士の指導力の向上を図ります。

- ・人権についての正しい理解を深め、豊かな人権感覚を身につけた教員の資質や力量を向上するために、教育アドバイザーの派遣や教員研修の充実を図ります。
- ・今後の定年退職者増加に対応し、若い教員の資質・指導力を向上させるため、初任者研修等の研修体制を充実します。
- ・児童生徒等の発達段階に対応し、教育内容に創意・工夫を凝らした人権教育を充実させます。
- ・研修などを通じて、保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについて、十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。

〔主な担当課〕学校教育課、子育て支援課

(3) 家庭・地域社会との連携強化

学校等における人権教育・啓発を推進するため、家庭・地域社会が情報を交換し、人権教育・啓発活動に一体となって取り組めるように連携・強化を図ります。

家庭・地域社会・行政との連携・協力の強化を図ります。

- ・教育委員会で人材バンクを設置し、地域の人材を登録していただき、各学校において地域人材活用を促進します。
- ・子どもたちの社会性や望ましい職業観・勤労観を育成するために、地元の商店街や企業等と連携した社会体験活動や職場体験、出前講座の実施を推進します。
- ・子どもの人権を守るため、小中学校のいじめ・不登校児童生徒の対応方法や指導についての情報交換、関係機関との連携を図ります。

〔主な担当課〕学校教育課、産業振興課

3 職場における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

企業等の事業所は、その事業活動を通して社会や地域と深い関わりを持っています。そのため、事業活動や職場生活全般において、人権尊重の視点に立ち、一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが大切です。

企業等の社会的責任としては、男女共同参画社会の実現、差別のない社会的活動は不可欠なものとなっています。また、職員採用時における差別や職場でのセクシュアル・ハラスメントなどの問題が起きないように、人権に配慮した適切な対応が求められています。

また、市役所においても、市民の規範となるべく、人権教育及び啓発を推進するために、すべての職員が人権尊重の理念について理解し、常に人権尊重の視点から自ら担当する事務・事業等を見直していくことが重要です。

【取り組みの方向性】

(1) 企業等事業所における人権教育・啓発の充実

人権問題解決の社会的役割と責任を果たすため、企業等の自発的な人権教育・啓発を支援します。

企業等事業所の主体的な人権教育・啓発活動を促進・支援します。

- ・企業等に対して研修教材としてのリーフレット等の作成及び配布などを行い、人権教育・啓発の支援に努めます。
- ・人権尊重の考え方から、事業所や市民に対して、個人情報保護や情報管理に関する啓発を行います。

〔主な担当課〕人権推進課、産業振興課

(2) 就職の機会均等の確保と働きやすい職場づくり

公正な採用や明るい職場づくりなど、人権尊重に基づいた快適な職場環境を整備するよう、企業に対する法制度の周知を図るとともに、企業等における人権意識の高揚を図るための啓発を充実します。

雇用や職場における均等な機会と待遇の確保を推進します。

- ・企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適正に基づく公正な採用選考の確立を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、周知徹底に努めます。
- ・就労の場における男女共同参画を推進するため、企業等事業所に対して「男女雇用機会均等法」などの周知を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、産業振興課

(3) 特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、一般行政職員や教育関係者、福祉関係者、保健・医療関係者は、より高い人権意識を持って職務に従事することが求められます。特に人権に関わりが深い特定の職業に従事する者に対して、研修等による人権教育・啓発の充実に努めます。

市職員に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・市民の模範となるべき市職員においては、人権尊重を基本とした職務を遂行できるよう、また、地域の指導者となるべき人権感覚を醸成できるよう、研修や学習機会を一層充実します。
- ・市職員の講演会などへの参加促進を図り、より高い人権意識を持って職務に従事し、市民に対して人権尊重を基本とする接遇・市民サービスの提供や個人情報保護の徹底を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

教育関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・人権教育・啓発を推進していくため、教職員・保育士が人権尊重に対する理解と認識を深め、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、子育て支援課

福祉関係者、保健・医療関係者に対する人権教育・啓発を充実します。

- ・福祉関係、保健・医療関係の業務に従事する者に対して、個人情報や虐待防止など人間の尊厳に対する認識を深め、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、保険医療課、健康推進課、市民病院事務局

4 人権擁護の推進

【現状と課題】

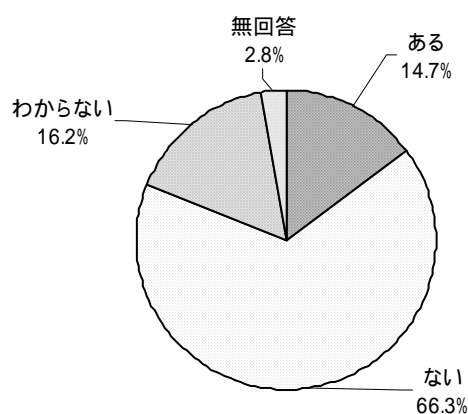
市行政の業務の遂行にあたり、市民からの申請や届出などにより、多くの個人情報収集、利用、蓄積されています。実際の情報管理は、職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する認識が不可欠であることから、職員への個人情報保護制度の周知や個人情報保護に向けた仕組みが求められています。

また、あま市では、市民のさまざまな悩みや相談に対応するために、人権相談、こまりごと相談、女性相談、教育相談などの窓口を設けて、それぞれ相談を行っているほか、各担当窓口においても相談の受付を行っています。

しかし、人権に関する市民意識調査によると、この10年間の間に、自分の人権が侵害されたと思ったことがある人が14.7%という結果がでています。

このようなことから、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを実現するため、さまざまな人権問題に対して、人権侵害の被害を最小限に防ぐための相談の専門性を高めるとともに、市民が気軽に相談できる相談窓口を設置する必要があります。

図．自分の人権が侵害されたと思ったこと



資料：平成22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 個人情報保護の体制強化

市民の個人情報の適正な収集、利用、管理などを徹底するため、市職員の意識向上や個人情報保護に関する仕組みづくりの強化に努めます。

市職員の個人情報取扱いに対するモラル向上に努めます。

- ・市職員が個人情報保護のための意識を高めるとともに、職員研修などで個人情報に対するセキュリティ意識の向上を図ります。
- ・市職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する認識が不可欠であるため、個人情報保護制度に関する職員研修や個人情報保護体制をはじめとする仕組みづくりの強化に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、総務課、関係各課

(2) 人権侵害に対する相談・支援体制の充実

さまざまな人権問題に対する悩みや差別の解消に向けて、市民が相談やサービスを利用しやすくなるよう、相談・支援体制を充実します。

さまざまな人権問題に対する相談・支援体制を充実します。

- ・市民にとって身近で相談しやすい窓口づくりに努めます。
- ・女性や子どもに関する相談や高齢者・障がいのある人の権利擁護に関わる相談など、それぞれ分野別での相談窓口の充実に向け、相談員の資質向上と相談関係機関との連携を図ります。
- ・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。
- ・虐待を発見した場合の通報義務について、周知と啓発を行うとともに、虐待対応マニュアルを作成し、関係機関との連携による迅速な対応ができる体制を整えます。
- ・専門機関や関係機関、当事者団体などと、あま市虐待等防止ネットワーク協議会のネットワークの構築による効果的かつ効率的な相談体制の構築を進めます。
- ・多様な人権問題に対して、人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、高齢福祉課、社会福祉課、子育て支援課、関係各課

第4章 重要課題と取り組みの方向性

1 女性

【現状と課題】

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法では定義されています。

しかし、市民意識調査によると、女性に関する人権上の問題については、「結婚・出産などにより女性が仕事を続けにくい社会環境」(56.1%)、「職場における差別待遇(採用、昇格、賃金など)」(46.0%)と回答した人の割合が4割を超えているなど、家庭と仕事の両立のための社会環境の整備や、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みや支援とともに、固定的な性別役割分担意識を払拭することが必要とされています。

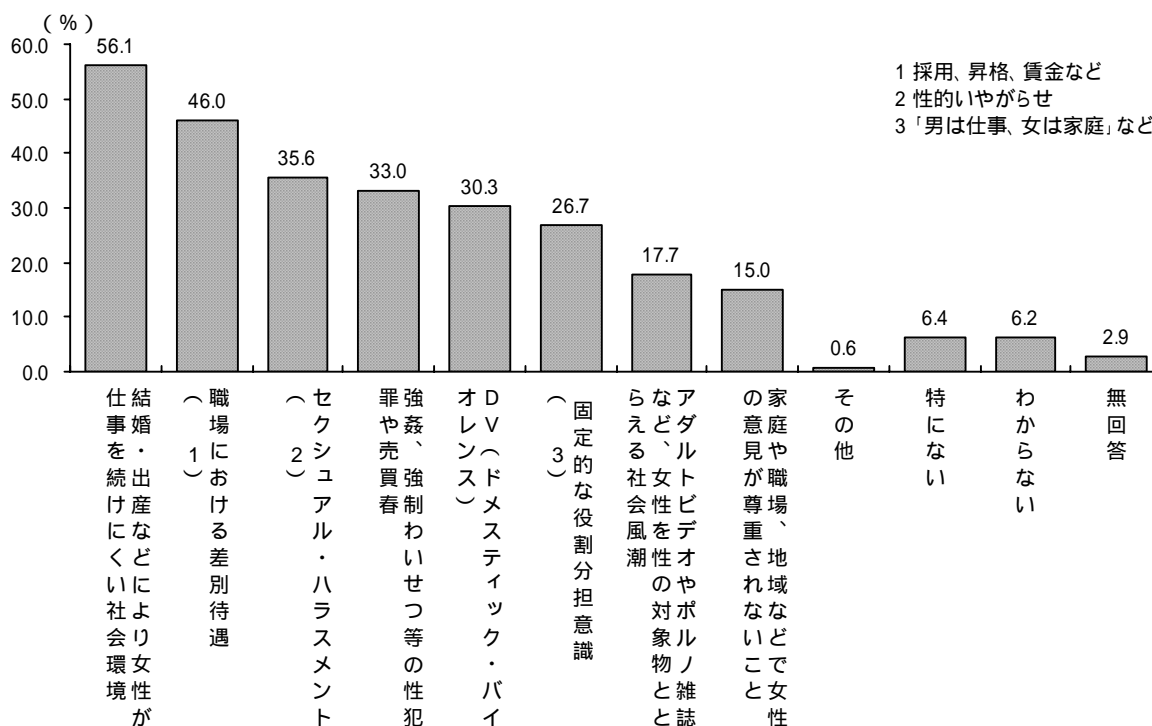
また、性犯罪などの女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどの問題が社会問題として大きく取り上げられています。

今後は、「あま市男女共同参画推進条例」(平成23年度(2011年度)制定)に基づき、家庭はもとより社会全般において性別による差別を解消し、男性も女性も共に人間らしく豊かに生き生きと生活し、その個性と能力を十分に発揮できるような活力にあふれたまちづくりを進めていく必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・ 社会生活の最小単位である家庭における男女共同参画の実践が強く求められました。
- ・ DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシュアル・ハラスメントについての悩みを抱え込んでいる女性に対する支援の重要性が問われました。

図．女性に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画や男女平等の意識の高揚に向けて、生涯にわたる学習及び啓発の充実に努めます。

男女共同参画・男女平等の意識を高める学習・啓発を推進します。

- ・「あま市男女共同参画推進条例」の周知を図ります。
- ・男女共同参画が生活の中に定着するために、「男女共同参画週間・月間」などの取り組みを、広報紙、パンフレット、ホームページなどの各種媒体により啓発します。
- ・男女共同参画・男女平等を推進する講座やセミナーなど、生涯学習をはじめとするさまざまな学習機会の提供に努め、市民への啓発を促進します。
- ・学校、家庭、地域社会等の中で、固定的な性別役割分担意識を見直し、平等意識の醸成が図れるよう啓発活動に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

(2) 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくり

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）への啓発とともに、女性の職業能力開発・就労継続への支援など、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりを推進します。

- ・仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら積極的に推進します。
- ・仕事と家庭の両立に関する相談体制の整備とともに、保育サービス及び放課後児童健全育成事業の充実や、一時保育、延長保育を充実します。

〔主な担当課〕人権推進課、子育て支援課、産業振興課

(3) 女性に対する暴力の根絶と被害者支援

男性の女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶に関する啓発活動を促進するとともに、被害者の支援や保護の充実を図ります。

女性に対する暴力の根絶に向けて周知啓発します。

- ・DVやセクシュアル・ハラスメントなど、男女間のあらゆる暴力を許さない社会をつくっていくため、DV防止法、ストーカー規制法等の学習機会の充実を図り、啓発活動を推進します。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

女性に対する暴力の被害者支援を充実します。

- ・DVなどの暴力や虐待の根絶に向けて、関係機関との連携を強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者への支援に取り組みます。
- ・女性相談員を中心に、DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚などの相談・支援を行うとともに、相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

(4) 女性のエンパワメント

審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、組織の中核となるポストへの登用など、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。

女性の意思決定機関への参画の促進
<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに、組織の中核となるポストへの登用など、女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。・男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じ、意識啓発に努めるとともに、地域活動などの意思決定機関への女性の参画、女性リーダーの育成の促進を図ります。
〔主な担当課〕人権推進課

(5) 人権としての性の尊重と健康支援

男女が互いに性の尊重についての意識を高めるように、健康づくりを支援します。

性と生殖についての女性の自己決定権に関する周知を図ります。
<ul style="list-style-type: none">・生涯を通じた女性の健康を支援するため、子どもを産む、産まないなど、性と生殖に関する自己決定を行えるように、母性保護の重要性や健康を享受する権利である、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する周知を図ります。
〔主な担当課〕人権推進課、健康推進課

女性の人権を尊重するための健康づくりを推進します。
<ul style="list-style-type: none">・女性の性が人権として尊重されるよう、母性保護の重要性に対する正しい知識と理解を深めるとともに、女性の健康づくりを進めます。・利用しやすい健康診査や参加しやすい健康教室、講座などの企画運営に努めます。・内科や外科、婦人科といった従来診療科の分類に属さず、女性の心と体を総合的に診察する新しい診療科について、女性が気兼ねなく病気や体調の不安を同性の医師に相談できるように、女性の専門外来について情報提供します。
〔主な担当課〕人権推進課、健康推進課

2 子ども

【現状と課題】

現在、子どもを取り巻く環境は、社会の変化、少子化の進行、都市化や核家族化、共働き家庭の増加などにより急激に変化しています。このような変化は、家庭や地域社会の子どもたちを育てる機能を低下させ、さらに有害情報の氾濫や性の商品化など、子どもを取り巻く環境をますます悪化させています。

我が国においては「児童の権利に関する条約」を批准し、さらに「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」や「児童虐待の防止に関する法律」など、子どもの権利を守るための制度の整備が進められてきました。

市民意識調査によると、子どもに関する人権上の問題については、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの虐待」(82.9%)、「子どもによる暴力、いじめ、無視などの仲間はずれ」(62.1%)、「インターネット(パソコンや携帯電話)を使ってのいじめ」(47.5%)が上位に挙げられ、児童虐待やいじめが課題となっています。

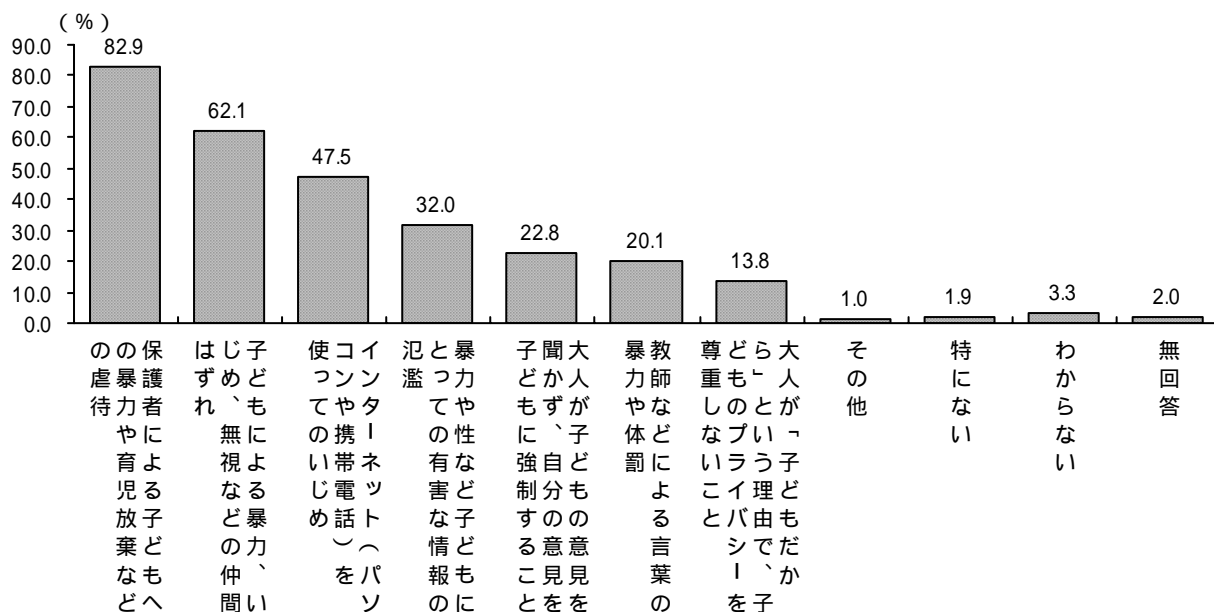
このような状況の中、子どもも一人の人間であるということを認識し、その意見や気持ちを尊重しながら、子どもたちの成長過程で生じるさまざまな悩みに答えることのできる組織・支援体制の充実が重要となっています。

子どもは権利の主体であり、大人とともに社会を構成するパートナーです。「あま市次世代育成支援対策地域行動計画(後期)」(平成23年度(2011年度)策定)に基づき、子どもの心身の健やかな成長を第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの人権を守るために、家庭、地域、学校など社会全体で積極的に協力・行動していくことが必要です。

【市民ワークショップからの意見】

- ・「あま市の子どもへの見守り隊はボランティアで構成されており、めずらしい」などの、子どもと地域のつながりを大切にすることの重要性が指摘されています。

図．子どもに関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 子どもの権利に関する意識の向上

子どもは単に保護・指導の対象であるだけでなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるように、子どもの権利に関する意識を広く市民に啓発していくとともに、子ども自身の人権意識の向上を図ります。

<p>子どもの権利に関する意識の啓発を推進します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが権利の主体として尊重されるように、市民に「子どもの権利条約」の趣旨を周知徹底し、啓発活動を推進します。 ・「児童福祉週間」など、家族がふれあう機会を啓発します。 ・子育て中の親への情報提供や、就学中の子どもを持つ親を対象とした学習講座など子どもの人権に関する学習機会を充実します。 ・子どもの権利を尊重するため、子どもが社会や行政に参画し、その意見を活かす機会の提供に努めます。
<p>〔主な担当課〕人権推進課、子育て支援課、学校教育課</p>

(2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの成長過程に応じた適切な子育てを保護者が行うことができるように、教育・広報・啓発活動を行い、子どもの豊かな人間性を育み、健やかに育つ環境づくりを推進します。

子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

- ・子育ての悩みや不安の軽減を図るため、子育て支援センターを中心に、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供など、子育て家庭に対する相談及び支援体制の充実に努めます。
- ・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくため、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けることができるよう、教育環境の整備を推進します。
- ・ボランティア活動等、地域社会への参加活動や自然体験活動の場を提供し、さまざまな体験と出会いの中で、社会の一員としての自覚を促し、子どもの健全育成に努めます。
- ・障がい児を抱える家族の負担を軽減し、健やかな子どもの成長を支援するために、障害児教育や保育をはじめ、外部等人材の協力による子育て支援を充実します。

〔主な担当課〕子育て支援課、学校教育課、生涯学習課

(3) 人権教育(保育)の充実

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を養う重要な時期であるため、子どもの発達段階における人権教育(保育)を充実するとともに、子育て家庭に対する相談・助言を行います。また、子どもの幸せを第一に考えた子育て支援を充実します。

人権教育(保育)を推進します。

- ・保育所保育指針に基づいて、家庭との連携のもと、人間形成の基礎づくりの時期にある乳幼児の健全育成に努めるとともに、日常の保育の中で発達段階に応じて、「人権を大切に作る心を育てる保育」の推進に努めます。
- ・保育士が人権の大切さを深く理解し、人権に対する正しい認識を身につけるために、保育士の研修への参加などを図り、人権に対する基本的な考え方を保育内容や施設運営に生かすように努めます。

〔主な担当課〕子育て支援課

子どもの人権を尊重する子育てを推進します。

- ・子育て支援事業に関する情報の提供および相談・助言を行います。
- ・子どもの幸せを第一に考え、子育て支援サービス及び保育サービスの利用者の生活実態および意向を十分に踏まえたサービス提供体制の整備を行います。

〔主な担当課〕子育て支援課

(4) 児童虐待の根絶と被害児童支援

児童虐待やいじめ、暴力などの防止に努め、関係機関との連携を図り、これらの問題の早期発見、早期解決に向けた体制づくりを進めます。

児童虐待の防止及び早期発見、早期対応を推進します。

- ・「児童虐待防止法」など、児童虐待予防に関する各種知識の普及・啓発を行います。
- ・児童虐待を防止するため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、保健・医療・福祉・学校・警察等の関係機関との連携を充実するなど、早期に発見・対応し、さらに被虐待児童の適切な保護に至るまでの総合的、組織的な体制を推進します。

〔主な担当課〕子育て支援課、関係各課

いじめや暴力、不登校などの問題解決に向けて教育相談体制の充実を図ります。

- ・スクールカウンセラーの配置、教育相談センターをはじめとする取り組みにより、いじめや暴力、不登校などの問題について家庭・地域と共に考え、話し合う機会を提供します。
- ・引きこもりや不登校への対応については、学校、児童相談所等が連携して地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関との連携に努めます。

〔主な担当課〕学校教育課、関係各課

3 高齢者

【現状と課題】

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口の 5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となっており、今後も少子高齢化が急速に進展する中、高い就業意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手として生き生きと活躍し続けることが重要となっています。そのため、団塊の世代をはじめ高齢者の能力を地域で活かす取り組みが求められています。

また、一人暮らし高齢者や認知症高齢者、介護を必要とする高齢者が増えていることに伴い、介護負担や介護疲れによる家族間の不和、高齢者虐待、高齢者の家族等が本人に無断でその財産を処分するなどの高齢者の人権を侵害する問題が大きな社会問題となっています。

あま市では「あま市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(平成 23 年度(2011 年度)策定)に基づき、介護予防の推進、認知症や高齢者虐待への対応等の権利擁護、団塊の世代など高齢者の能力を地域で活かす生きがいの推進などを柱に、高齢者の人権を尊重した施策に取り組んでいます。

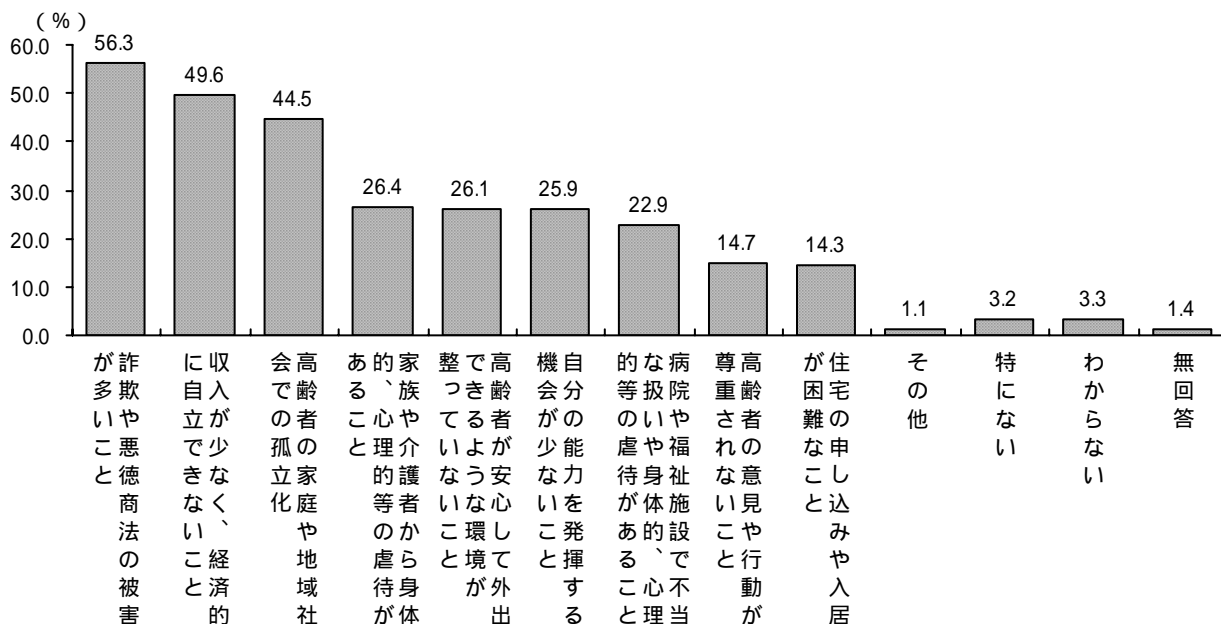
市民意識調査によると、高齢者に関する人権上の問題については、「詐欺や悪徳商法の被害が多いこと」(56.3%)、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」(49.6%)、「高齢者の家庭や地域社会での孤立化」(44.5%)が上位に挙げられ、高齢者が安心して暮らせる社会づくりが課題となっています。

高齢者の人権が尊重され、生き生きと暮らすことのできる地域社会を形成するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用など、高齢者の権利擁護を促進するとともに、地域の高齢者を見守り、住民相互の支え合いが求められています。

【市民ワークショップからの意見】

- ・高齢者が安心・安全に暮らせることが重要であり、そのために高齢者の居場所や集いの場を設けるとともに、自由に移動でき、必要な支援を受けることができる環境整備が求められました。

図．高齢者に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

（１）高齢者に対する理解の普及

高齢者の人権についての市民の認識と理解を深めるとともに、高齢者自身も社会の一員として生き生きと暮らせる社会の実現をめざして、人権尊重の意識の普及や高揚を図るための啓発活動を充実します。

高齢者や高齢化への理解を深めるための普及啓発を充実します。

- ・市民が高齢者の人権や高齢化についての理解を深めるために、地域包括支援センターを中心に、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体とともにパンフレット等による啓発を充実します。
- ・認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に対する理解を高めるよう啓発活動を実施します。
- ・子どもや若い世代が高齢者との交流や体験を通じて、高齢者に対する理解を高めます。

〔主な担当課〕人権推進課、高齢福祉課

(2) 安心して暮らすための支援

高齢者ができる限り自立した生活が続けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、利用者本位の福祉・介護サービスの充実を図ります。

利用者本位の福祉・介護サービスの提供を充実します。

- ・高齢者を介護・福祉・保健・医療など様々な面から支えるため、地域包括支援センターが中心となって、サービス事業者、医療機関、保健センター、社会福祉協議会、ボランティアなどによるネットワークを構築し連携を図ります。
- ・高齢者が安心して生活を送ることができるよう、自立生活の維持、促進のためのサービスを提供するとともに、介護を担っている家族に総合的な支援を図ります。
- ・高齢者世帯等の見守り活動をはじめ、高齢者のための地域に根ざした支援を進めます。

〔主な担当課〕高齡福祉課、保険医療課、健康推進課

(3) 高齢者の生きがい活動への支援

多くの高齢者が生きがいを見出し、生きがいのある生活を持続することができるよう、住み慣れた地域でさまざまな分野で活躍できる場所及び機会を提供します。

地域での仲間づくりや生きがいづくり活動を支援します。

- ・高齢者が培ってきた経験や知識、能力を発揮し、社会参加できる環境づくりを進めるため、高齢者の学習機会及びボランティアなどの活躍の機会を充実します。
- ・高齢者を対象とした高齢者大学、老人クラブと連携して、公民館など身近な場所での生涯学習の場を確保し、地域にあわせた活動や交流ができるよう支援します。
- ・高齢者が生きがいのある充実した生活が送れるよう、スポーツ・レクリエーション活動や各種講座の開催など、生涯を通じて学習できる機会を充実します。

〔主な担当課〕高齡福祉課、生涯学習課

(4) 権利擁護の充実

高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの構築、成年後見制度についての情報提供など、高齢者の権利擁護に関する取り組みを行います。

高齢者に対する権利擁護についての情報提供に努めます。

- ・認知症などにより判断能力の低下した高齢者の権利擁護のために「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など、社会福祉協議会と連携し、高齢者の自立を支援する制度の普及と利用促進に努めます。
- ・高齢者に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの構築および周知と啓発に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、高齢福祉課

高齢者やその家族に対する権利擁護を充実します。

- ・地域包括支援センターにおける介護や高齢者福祉サービスに関する相談体制を、社会福祉協議会と連携し、充実します。
- ・高齢者に関する詐欺や悪徳商法などに関する消費相談体制を充実します。

〔主な担当課〕人権推進課、高齢福祉課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

- ・高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、高齢者にやさしいまちづくりを推進します。

〔主な担当課〕都市計画課

4 障がいのある人

【現状と課題】

我が国では、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」を基本理念の一つとする障がい者施策を進めてきました。

平成 23 年（2011 年）8 月に施行された「障害者基本法の一部を改正する法律」の基本理念においても、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが明記されています。また、平成 23 年（2011 年）6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定され、平成 24 年（2012 年）10 月から施行されます。

しかし、障がいのある人のアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障がいのある人に対する国民の理解や配慮はいまだ十分とはいえません。

あま市では「あま市障がい者計画及び障がい福祉計画」（平成 23 年度（2011 年度）策定）に基づき、「ともにあゆむ自立支援社会」の構築を目標に、障がいのある人の地域での自立と社会参加の実現をめざして、障がい者支援に取り組んでいます。

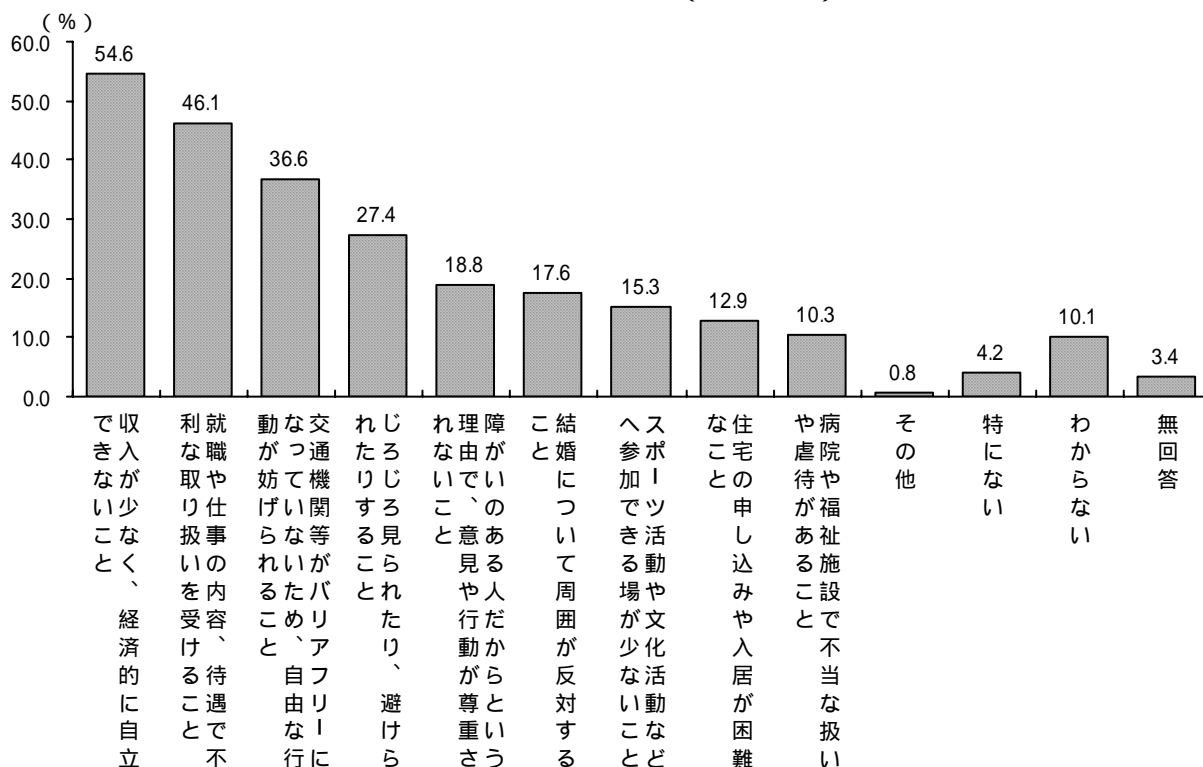
市民意識調査によると、障がいのある人に関する人権上の問題については、「収入が少なく、経済的に自立できないこと」（54.6%）、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（46.1%）、「交通機関等がバリアフリーになっていないため、自由な行動が妨げられること」（36.6%）が上位に挙げられ、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりが課題となっています。

こうした中で、障がいのある人の地域生活、社会参加を促進するためには、行政の制度だけでなく、地域住民や当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア、自治会などが協力して行う地域の支え合いが重要です。また、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、障がいについての正しい理解と認識を深めることが必要です。

【市民ワークショップからの意見】

- ・障がいのある人が地域での生活や就労に向けた支援を強化するためには、特に障がいに対する理解を深めることの重要性が指摘されています。

図．障がいのある人に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 障がいのある人に対する理解の普及

障がいのある人の自立と社会参加を推進し、「ノーマライゼーション」の理念を実現するために、障がいに対する理解の普及・啓発を推進します。

障がいのある人の人権について理解を深めるための普及・啓発を推進します。

- ・障がいのある人の人権尊重について理解を深めるため、広報紙、パンフレットなどを通じて、市民への啓発を充実します。
- ・障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活することができるよう、ノーマライゼーションの考え方の普及を図ります。
- ・障がいのある人の人権に関する学習機会を充実します。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課

障がいのある人との交流や体験を通じて障がい者に対する理解を深めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対する理解を深めるために、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動や体験活動など、交流、ふれあいの機会を充実します。 ・幼稚園・保育園において障がいのある子どもとない子どもとのふれあいや、学校教育において福祉実践教室の実施や福祉施設との交流機会の充実を図ります。
〔主な担当課〕社会福祉課、子育て支援課、学校教育課

(2) 障がいのある人の地域における自立・社会参加の支援

障がいのある人の地域における自立・社会参加において、雇用・就労、文化、スポーツ・レクリエーション活動は重要であり、障がいのある人の特性に応じた体制及び支援を行います。

障がいのある人が働きやすい環境づくりと就労機会の確保に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の理解促進のため、企業等への障がい者の雇用に伴う各種制度の周知を図ります。 ・障がいのある人が適切な職業に従事することができるように、職業訓練・就業斡旋のため、障害者施設やハローワークとの連携を図ります。 ・障がいのある人の雇用の促進を図るとともに、継続して就労できるように関係機関と連携して支援します。 ・障がいのある人が、生きがいや社会意識を持って働くことができるよう、障がいの特性に応じた働き方を支援します。
〔主な担当課〕社会福祉課

障がいのある人の社会参加の機会を充実に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の社会参加を支援するため、社会福祉協議会と連携し、手話通訳などの派遣、声の広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資料の充実を図ります。 ・文化、スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人の特性と興味に応じて参加できる機会や場の提供を支援します。
〔主な担当課〕社会福祉課、生涯学習課

(3) 生涯を通じて自立した生活を送るための支援の充実

住み慣れた地域での自立した生活を支援し、一人ひとりの自己実現に資するよう、個別ニーズに応じた多様な活動の場の充実を図ります。

未就学児、就学児、学校等卒業後の活動の場の確保に努めます。

- ・就園前や就園できない子どもを対象とした親子通園事業や、未就学児を対象とした児童デイサービス（児童発達支援事業）を活用して、療育支援や発達支援を実施します。
- ・学校や特別支援学級における教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもに対する理解と認識を促進するため、福祉への関心を高めるための教育を推進します。
- ・就学児を対象とした児童デイサービス（放課後等デイサービス）や日中一時支援事業を活用し、学校教育との連携を図りながら、障がいのある児童・生徒への地域における活動への支援が受けられる場の確保に努めます。
- ・地域活動支援センターを活用し、障がいのある人が生きがいを見つけられるよう、機能訓練や創作活動の提供などの支援が受けられる場の確保に努めます。

〔主な担当課〕社会福祉課、子育て支援課、学校教育課

(4) 権利擁護の充実

障がいのある人が、人としての尊厳をもって生きることができるよう、権利擁護についての啓発活動を推進し、障がいによる差別や虐待防止についての取り組みを推進します。

障がいのある人に対する権利擁護についての情報提供を充実します。

- ・障がいのある人の人権問題の解決を図るため、人権相談に積極的に取り組むとともに、障がい者が利用しやすい人権相談体制を充実します。
- ・相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図り、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知や実施体制を整備します。
- ・障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のためのネットワークの充実および周知と啓発に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、社会福祉課

(5) 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、安全で快適に生活ができるまちづくりを進めます。

障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

- ・障がいのある人が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるように、ユニバーサルデザインに配慮した公共的な建物・道路などの整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。

〔主な担当課〕都市計画課

5 同和問題

【現状と課題】

日本社会における歴史の過程の中で形成された身分制度に基づく部落差別は、いまだに解消されず社会問題として存在しています。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題です。

わが国では、昭和40年(1965年) 国の同和対策審議会は、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に係る内閣総理大臣に対する答申の中で、「同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」としています。

この問題を解決するために、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行され、その後33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国および地方公共団体が一体となって、同和問題の解消に向けて諸施策を講じてきました。

その結果、同和地区の道路の拡幅をはじめとする住環境の整備は着実に成果を上げ、同和地区と他の地域との格差は大きく改善されました。

こうした取り組みにより、同和問題は解決されたかに見えますが、現実には結婚問題をはじめとするさまざまな心理的差別が後を絶たず、むしろ、今日ではインターネット上での差別事象などは拡大傾向にあります。また、こうした差別の解消を妨げる「えせ同和行為」も問題となっています。

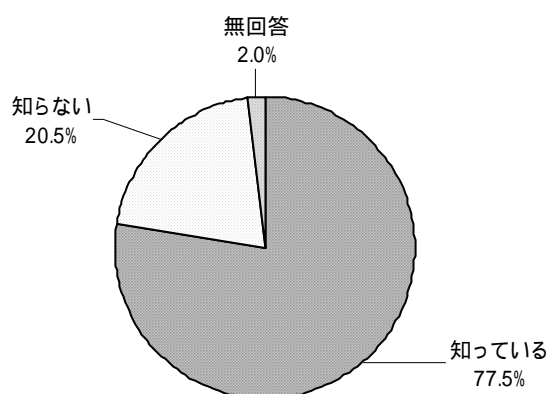
市民意識調査によると、「同和問題」、「部落問題」等の認知度については77.5%となっています。また、同和問題・差別問題での差別の内容をみると「結婚」(66.2%)、「恋愛」(39.1%)、「就職」(33.2%)が上位に挙げられています。

こうしたことから、同和問題に対しては市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、偏見や因習などにとらわれないように、同和問題についての理解や認識を広める教育・啓発を推進していくことがさらに求められます。

【市民ワークショップからの意見】

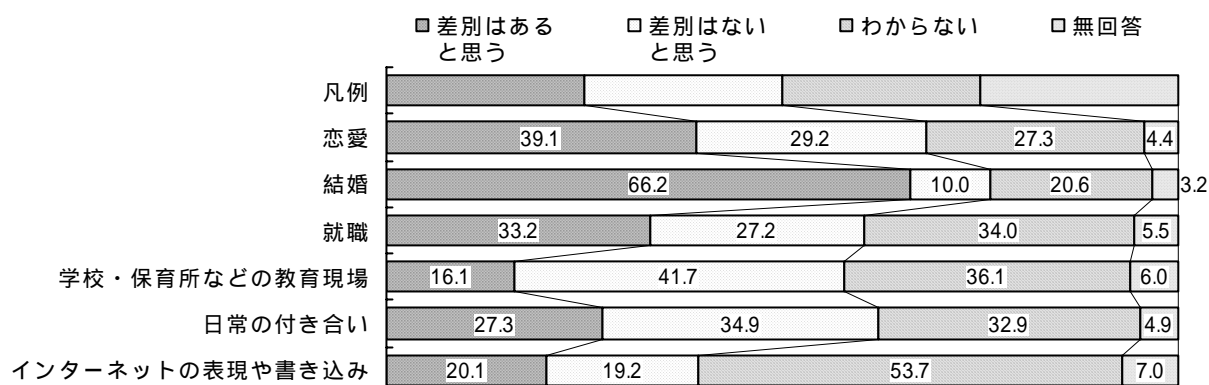
- ・ 同和問題が正しく理解されておらず、間違った知識から差別が発生していることが指摘されています。

図. 「同和問題」「部落問題」等の周知度について
「同和問題」「部落問題」等の認知



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

同和問題・差別問題の有無（単位：％）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 人権・同和教育及び啓発の推進

人権・同和教育の歴史的背景などに関する教育・啓発に努めるとともに、市民参加のあらゆる機会を通して人権・同和教育及び啓発活動に取り組みます。

差別意識の解消に向けて人権・同和教育及び啓発活動を推進します

- ・ 同和教育の市民の正しい理解を深め、差別意識を解消するよう、啓発資料の作成および情報提供の充実を図ります。
- ・ 同和教育などについての学習機会の提供を充実します。
- ・ 国や県、他市町村と連携して人権尊重や同和教育についての情報収集と正しい周知を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、生涯学習課

あらゆる場を通じた人権・同和教育及び啓発活動を推進します。

- ・ 学校教育における人権・同和教育を進めるために、教職員等を対象とした人権研修の充実を図ります。
- ・ 行政、学校、地域などが連携し、人権教育に関する研究指導資料や市民向けの啓発資料を作成して、効果的な教育・啓発活動の一層の充実に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課、生涯学習課、人事秘書課

(2) 人権ふれあいセンターの有効活用

人権意識を高めるための学習や交流活動の場として、人権ふれあいセンターの活用を図ります。

人権ふれあいセンターにおける学習・交流などの取り組みを推進します。

- ・ 人権意識の高揚と啓発を図るため、人権に関する調査・研究を進めるとともに、各種講座の開催と情報発信を充実します。
- ・ 人権に関する学習や交流活動を充実させ、地域住民の福祉や文化の向上を図ります。
- ・ 生活相談など地域福祉推進の拠点として、人権ふれあいセンターの利用促進を図ります。

〔主な担当課〕人権推進課

(3) 「えせ同和行為」の排除

同和問題を解決するうえで大きな阻害要因となっている、えせ同和行為の排除を図ります。

えせ同和行為排除のための啓発および相談・支援を推進します。

- ・同和問題に対する誤った意識を持つことや誤った対応をなくすために、えせ同和行為についての周知を図ります。
- ・えせ同和行為に遭遇した場合に適切な対応をとることができるように、研修や啓発を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、相談窓口や支援体制の周知に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課

6 外国人

【現状と課題】

経済をはじめとする様々な分野でボーダレス化、グローバル化の流れは地方にも及んでいます。リーマンショックに端を発した経済不況の中で、近年、製造業にかかる外国人が大きく減少しているものの、多くの外国人が日本で暮らしています。

あま市においても、外国人登録者数は約 1,500 名（平成 23 年（2011 年）12 月 31 日現在）となっており、国籍別では韓国・朝鮮が 393 人、中国が 393 人、ブラジル 245 人等となっています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対する就労差別やアパート・マンションへの入居拒否、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や、外国人の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

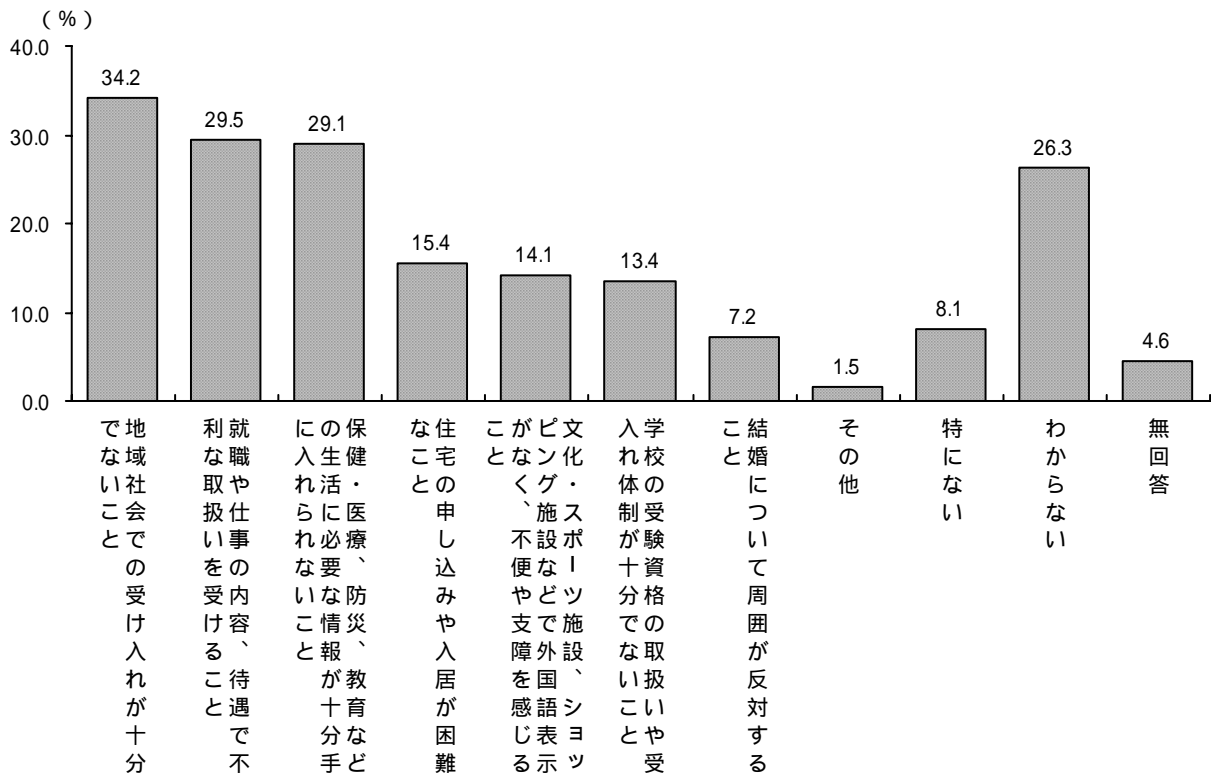
市民意識調査によると、日本に居住している外国人に関する人権上の問題については、「地域社会での受け入れが十分でないこと」（34.2%）が挙げられ、地域社会における共生社会の形成が課題となっています。また、「就職や仕事の内容、待遇で不利な取扱いを受けること」（29.5%）、「保健・医療、防災、教育などの生活に必要な情報が十分手に入れないこと」（29.1%）も上位に挙げられ、外国人の社会保障も大きな課題となっています。

こうしたことから、在住外国人に対して地域の生活習慣などの普及啓発とともに、市民が異なる文化、習慣および価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育てることができる環境をつくり、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが快適な生活を送ることができるような地域づくりを進める必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・外国人労働者に対する差別的な扱い、不況時におけるリストラなどの問題が指摘されています。
- ・「外国人だから・・・」という固定的な意識という問題も指摘されています。

図．日本に居住している外国人に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【具体的な取り組み】

(1) 多文化共生社会の推進

多文化共生社会の実現と外国人に対する差別や偏見の解消に向けて、外国人の人権尊重の浸透を図るとともに、国際理解の浸透に向けた教育を推進します。

多文化共生社会を推進するための機会を充実します。

- ・日本人及び外国人が互いの文化を学び、交流する機会を充実します。
- ・外国人との交流を促進するため、あま市国際交流協会をはじめ、民間団体主催の交流事業や、外国人のための日本語教室等の開催の支援に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、企画政策課、学校教育課、生涯学習課

在住外国人児童生徒への教育環境を充実します。

- ・各教科、総合的な学習などの学校教育活動を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々とともに生きていく態度を育成します。
- ・在住外国人児童生徒に対して日本語の指導をはじめ、適切な支援を推進します。

〔主な担当課〕人権推進課、学校教育課

(2) 在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくり

在住外国人が地域の一員として受け入れられ、安心した生活を送れるように、外国人に対する情報提供や相談支援を充実するなど、外国人が暮らしやすいまちづくりを進めます。

在住外国人への相談支援の充実を図ります。

- ・市民サービス、住まいや生活について、多言語による情報提供及び相談支援の充実を図ります。
- ・市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を実施します。

〔主な担当課〕人権推進課、市民課、関係各課

7 HIV感染者・ハンセン病患者等

【現状と課題】

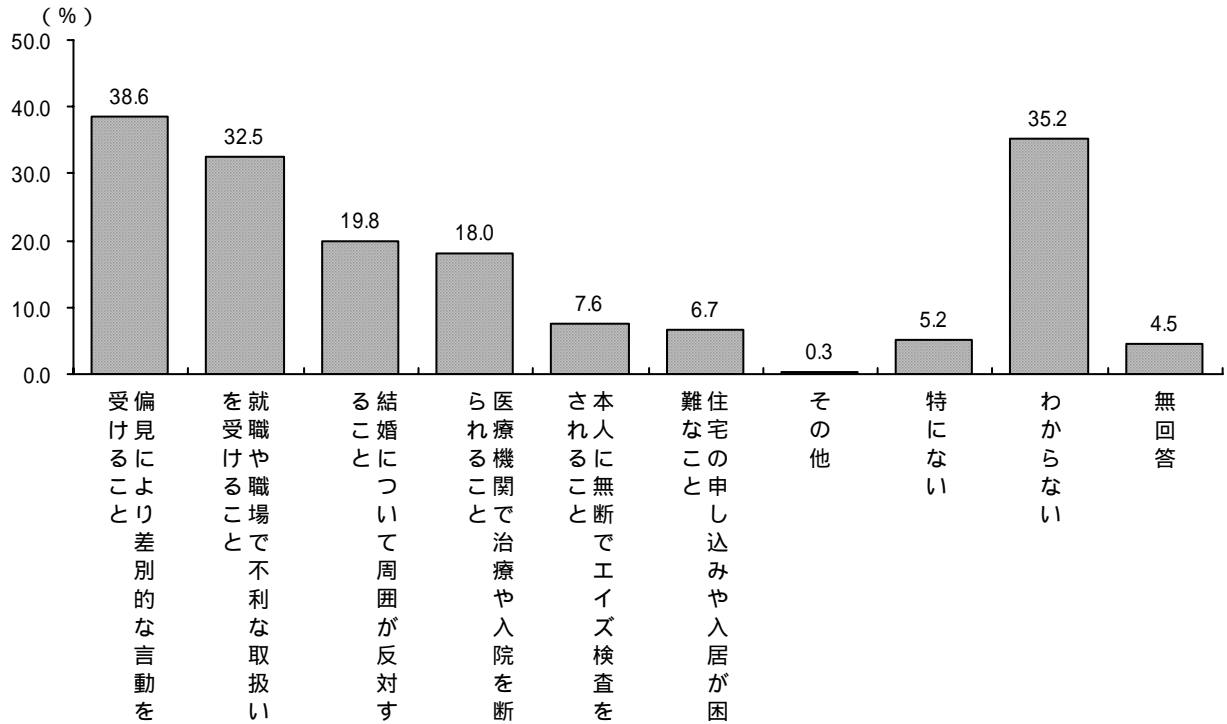
新たな感染症の出現や国際交流の進展など、感染症をめぐる状況の変化や、感染症患者に対する偏見や差別が存在することを重く受け止め、平成11年度(1999年度)「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」を統合し、患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

ハンセン病やHIV(エイズ)をはじめとする感染症などについては、病気に対する知識の不足による偏見や差別が少なくないことから、正しい知識の普及・啓発と情報の提供が重要です。

市民意識調査によると、エイズ患者・HIV感染者に関する人権上の問題については、「偏見により差別的な言動を受けること」(38.6%)、「就職や職場で不利な取扱いを受けること」(32.5%)が上位に挙げられています。ハンセン病患者(元患者)に関する人権上の問題については、「怖い病気といった誤解があること」(30.8%)、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」(28.9%)、「偏見により差別的な言動を受けること」(27.6%)が上位に挙げられています。しかしエイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者(元患者)に関する人権上の問題ともに「わからない」という回答が最も高く、認識の低さがうかがわれます。

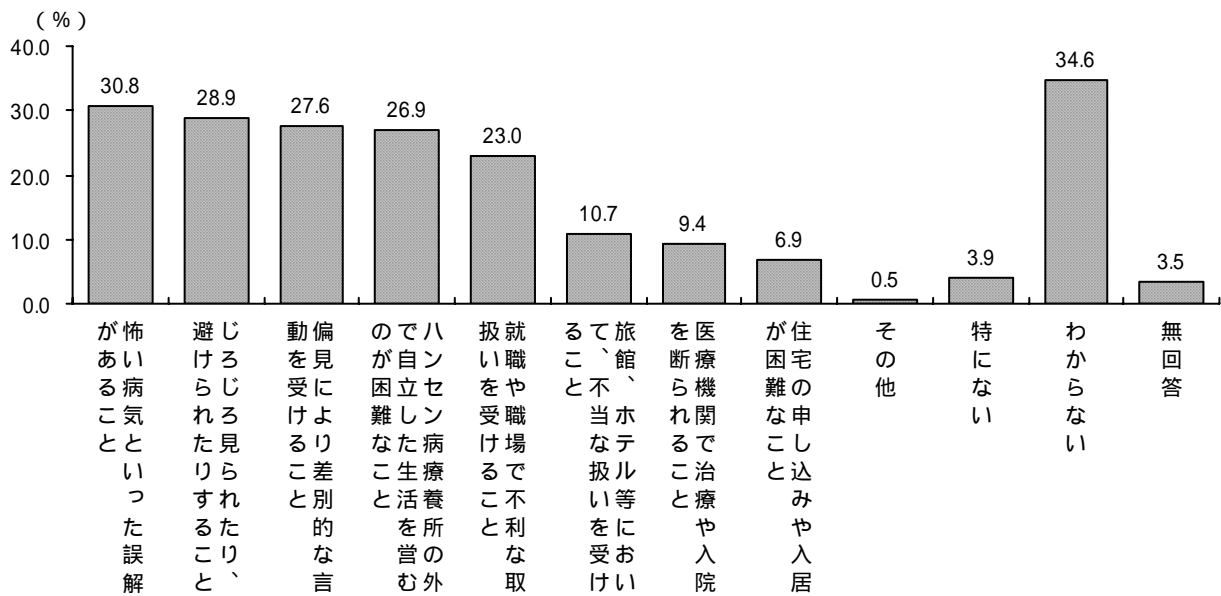
このようなことから、感染症に対する理解や認識の不足に対して、患者や元患者、家族等の人権に十分に配慮しながら、偏見・差別をなくすために、正しい知識の普及や啓発活動が必要です。

図．エイズ患者・H I V感染者に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

図．ハンセン病患者（元患者）に関する人権上の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) 感染症患者などの人権を尊重する意識づくり

ハンセン病やH I V感染症等についての正しい知識の普及を図り、ハンセン病患者やエイズ患者、H I V感染者に対する偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを行います。

感染症に対する正しい知識の普及

- ・ハンセン病やH I V感染症等に関する啓発資料の作成・配布、各種広報活動を行うとともに、ハンセン病問題に関する講演会や啓発ビデオの貸し出し、学習機会の充実を図ります。
- ・「ハンセン病を正しく理解する週間」、「世界エイズデー」の周知・啓発を図るとともに、レッドリボン（エイズに対して偏見を持たず、エイズとともに生きる人を差別しないという証）により感染症の偏見や差別意識の解消に努めます。
- ・エイズ患者、H I V感染者に対する差別や偏見を解消し、エイズやH I V感染に対して理解を深めるための啓発活動に努めます。
- ・ハンセン病患者・元患者等に対する差別や偏見を解消し、正しい知識の普及を図るための啓発活動に努めます。

〔主な担当課〕人権推進課、健康推進課

(2) 感染症発症の予防と健康づくりの支援

保健・医療の連携を図り、感染症に対する予防教育を実施するとともに、健康づくりを支援します。

感染症発症の予防と健康づくりを支援します。

- ・感染症の予防に向けて、感染症に関する知識の普及啓発、自己管理の徹底とそのための予防教育の充実を図ります。
- ・保健所、医療機関との連携によって、予防対策、健康づくりの支援や各種健康診断・健康診査、早期検査および治療に向けた取り組みの充実を図ります。
- ・感染症患者やその家族の不安や悩みなどに対して各種相談・支援体制の連携強化を図ります。

〔主な担当課〕健康推進課

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及は、多くの人々が豊かな社会生活を享受することができる一方、発信者の秘匿性を悪用したホームページの掲示板に基本的人権を侵害する書き込みは差別を助長しています。このため、インターネットのホームページや掲示板などで権利の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者（プロバイダ、サーバの管理・運営者等）の「損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利」を定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任法」という。）が、平成14年（2002年）5月に施行され、成果が上がっています。

しかし、被害者が特定されない情報などはプロバイダ責任法の対象外となっており、差別表現や集団的誹謗表現がそのまま流通するなど、人権の視点での課題があります。

市民意識調査によると、インターネットによる人権侵害の問題については、「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷したりする表現を掲載すること」（62.2%）、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」（55.4%）、「個人情報などが流出していること」（53.9%）が上位に挙げられ、発信者の秘匿性を悪用した問題に加えて個人情報管理の問題も挙げられています。

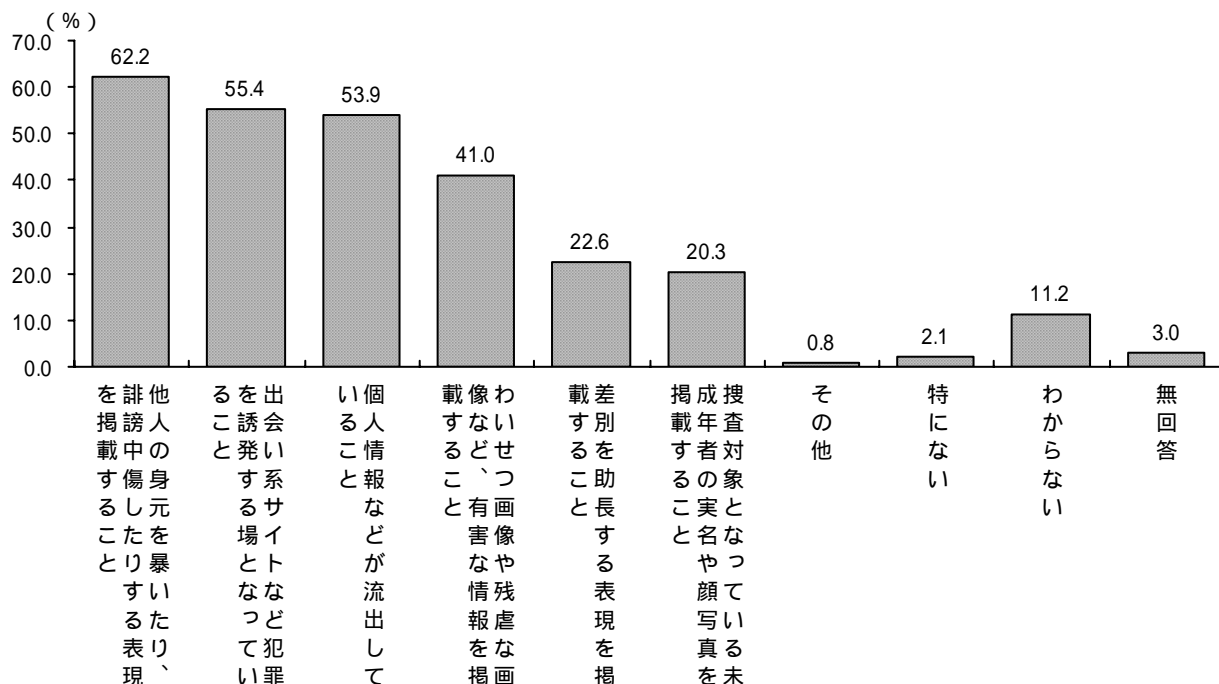
こうしたことから、個人情報保護の体制強化とともに、個人のプライバシーや名誉に関する理解を深めるための啓発やインターネット上の人権侵害、プライバシーに関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図ることが必要となっています。また、インターネット利用者の低年齢化が進んでおり、子どもたちへの指導、教育が重要となっています。

加えて、インターネットを利用する人、しない人などにより情報格差が発生しないよう、情報提供を充実する必要があります。

【市民ワークショップからの意見】

- ・子どもでも簡単に入ることができる有料サイトや有害サイトが多いこと、インターネット詐欺の低年齢化などの問題が指摘されています。
- ・また、インターネットやパソコンの利用状況における個人差、温度差、格差が生じてきている情報格差の問題も挙げられています。

図．インターネットによる人権侵害の問題について（複数回答）



資料：H22年度 人権に関する市民意識調査

【取り組みの方向性】

(1) インターネットによる人権侵害の防止対策

インターネットの正しい利用と、個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進します。

<p>インターネットの正しい理解と利用を啓発します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民一人ひとりが個人のプライバシー等を守ることの重要性や、情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい知識と認識を広げるための教育・啓発活動を推進します。 ・児童・生徒・保護者に対してパソコンや携帯電話を利用する場合における正しい利用方法や、個人の責任に関する指導を行います。 ・インターネットによる人権侵害に対しては、法務局をはじめ関係機関との連携・協力を図り、プロバイダ等に対する申し入れなどの適切な対応に努めます。
<p>〔主な担当課〕人権推進課、総務課、学校教育課、関係各課</p>

(2) 情報格差が生じない社会づくり

インターネット等が普及する中で、インターネット等の利用が困難な人に対する情報提供を充実します。

だれもが情報入手しやすい支援を充実します。

- ・さまざまな媒体を活用した情報提供を図ります。
- ・視覚障がいなどに配慮した大きな文字などわかりやすい情報提供に努めます。
- ・障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた情報提供を図るとともに、支援機器の紹介を行います。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

9 さまざまな人権問題

【現状と課題】

これまでに取り上げた以外にも、わが国ではアイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレス、性的指向における少数者、性同一性障がいの人などに対する偏見や差別、北朝鮮当局による拉致被害者等、人身取引被害者などの人権問題があります。

私たちの社会は実に多様な人々が共生し、共に暮らしています。私たち一人ひとりが社会を構成する一員として、さまざまな人権問題について理解を深める必要があります。また、さまざまな状況で人権が脅かされる可能性があり、それぞれの問題の状況に応じて偏見や差別を取り除く取り組みが必要です。

【取り組みの方向性】

(1) さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及

人権に関するその他の問題や新たに発生する問題等について、市民が正しく理解することができるように、本計画の趣旨に沿って情報の収集・把握をし、啓発活動に努めます。

さまざまな人権問題に対する正しい理解の普及・啓発を推進します。

- ・さまざまな人権問題に関する研修会や講座による学習機会の提供を図るとともに、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動の充実を図ります。
- ・社会情勢の変化により新たに発生する人権問題について、関係機関と連携して、情報収集・把握を行います。
- ・人権に関する市民意識調査をはじめ、市民の人権に対する意識や関心について把握するために調査等を行います。

〔主な担当課〕人権推進課、関係各課

第5章 行動計画の推進

1 推進姿勢

人権に関わる課題は、現在、重点事項として国が示す16項目（2ページ参照）が取り上げられています。

個別の人権課題が複雑化・多様化する中で、各分野の施策の有機的な連携と体系化を図りながら、「あま市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、市政全般にわたって人権に関わる施策を総合的に推進します。

また、市民が、人権を日常生活の問題として捉え、主体的に行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

2 推進体制

市民の人権尊重の意識を高め、本計画を効果的に推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に、関係部局相互の連絡調整を図り、横断的・総合的に取り組むための連携・強化を図ります。

さらに、人権施策の推進が広範な取り組みとして展開されるよう、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。市内の各種団体などに対しては、本市における人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、それぞれの役割を踏まえつつ、幅広い連携・協力を進めます。

3 行動計画の進行管理

本計画をより実効性あるものとして推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「あま市人権施策推進審議会」を設置し、行動計画の検討、見直しなどを行います。本計画に掲げた内容については、取り組みの進捗状況の点検や評価を行うとともに、計画の中間及び最終段階では、定期的な市民意識調査などを行うことで、現状と課題の見直しや取り組み内容を見直し、本計画の内容の充実を図ります。

図表 行動計画の進行管理

